第475号
受
27.6.25
付
小郡三井医師会

福県医発第0900号（地）
平成２７年６月２３日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　松田　峻一良
（公　印　省　略）

保険医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売について

平成26年６月24日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品（以下、コンタクトレンズ等」という。）の販売が可能であることを明確化し、周知を行うことが指摘され、これに伴い、平成26年８月28日には、厚生労働省医政局総務課より、医療機関においてコンタクトレンズ等の販売を行うことは、『当該販売が、患者のために、療養の向上を目的として行われるものである限り、以前から可能である』旨が、改めて事務連絡として周知され、本会より、平成26年11月14日付け（福県医発第2256号（地））にて、貴職宛にご連絡申し上げたところであります。

これを受けて、今般、厚生労働省保険局医療課長より、保険医療機関においてコンタクトレンズ等を交付するにあたっての取扱いについて通知された旨、別添のとおり日本医師会より連絡がありました。

コンタクトレンズ等を交付する保険医療機関に対しては、『①当該保険医療機関においてコンタクトレンズ等の交付を受けることについて、患者の選択に資するよう、当該保険医療機関外の販売店からも購入できること等について説明し、同意を確認（口頭説明による確認でよい）の上行う。②患者から徴収するコンタクトレンズ等の費用は社会通念上適当なものとし、その際、保険診療の費用と区別した内容の分かる領収証を発行する。』という取扱いが求められることになります。また、コンタクトレンズの院内交付の割合等の実態を把握するため、コンタクトレンズの交付を行う保険医療機関に対しては、過去１年間（前年10月～当年９月）の実績を別紙様式により、毎年10月７日までに、各地方厚生（支）局に報告することが求められます。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関等へご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　廣瀬真恵

（保 51）
平成２７年６月１７日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　純　一

保険医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器や
サプリメント等の食品の販売について

平成 26 年６月 24 日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品（以下、「コンタクトレンズ等」という。）の販売が可能であることを明確化し、周知を行うことが指摘され、これに伴い、平成 26 年８月 28 日には、厚生労働省医政局総務課より、医療機関においてコンタクトレンズ等の販売を行うことは、『当該販売が、患者のために、療養の向上を目的として行われるものである限り、以前から可能である』旨が、改めて事務連絡として周知され、本会より、平成 26 年 11 月 10 日付け（地Ｉ191）にて、都道府県医師会担当役員あてにご連絡申し上げたところであります。

これを受けて、今般、厚生労働省保険局医療課長より、保険医療機関においてコンタクトレンズ等を交付するにあたっての取扱いについて通知されましたのでご連絡申し上げます。

コンタクトレンズ等を交付する保険医療機関に対しては、『①当該保険医療機関においてコンタクトレンズ等の交付を受けることについて、患者の選択に資するよう、当該保険医療機関外の販売店からも購入できること等について説明し、同意を確認（口頭説明による確認でよい）の上行う。②患者から徴収するコンタクトレンズ等の費用は社会通念上適当なものとし、その際、保険診療の費用と区別した内容の分かる領収証を発行する。』という取扱いが求められることになります。

また、コンタクトレンズの院内交付の割合等の実態を把握するため、コンタクトレンズの交付を行う保険医療機関に対しては、過去１年間（前年 10 月～当年９月）の実績を別紙様式により、毎年 10 月７日までに、各地方厚生（支）局に報告することが求められます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

＜添付資料＞
保険医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売について
（平 27.6.16　保医発 0616 第７号　厚生労働省保険局医療課長）

保医発０６１６第７号
平成２７年６月１６日

地方厚生（支）局医療課長　殿

厚生労働省保険局医療課長
（公　印　省　略）

保険医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器や
サプリメント等の食品の販売について

健康保険事業の健全な運営につきましては、平素より格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売について」（平成26年８月28日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）により、医療機関においてコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品（以下「コンタクトレンズ等」という。）を販売することについては、当該販売が、患者のために、療養の向上を目的として行われるものである場合に限り可能である旨、明確化されたところです。

今般、保険医療機関においてコンタクトレンズ等を交付するにあたっての取扱いを下記のとおりとするので、御了知いただくとともに、健康保険事業の健全な運営を損なうことのないよう、下記の留意点に基づき、引き続き適切な指導等をよろしくお願いいたします。

記

１　コンタクトレンズ等を交付する保険医療機関に対しては、以下の点を求めること。

（１）当該保険医療機関においてコンタクトレンズ等の交付を受けることについて、患者の選択に資するよう、当該保険医療機関外の販売店から購入もできること等について説明し、同意を確認の上行うこと。ただし、この同意の確認は必ずしも同意書により行う必要はなく、口頭説明により確認する方法で差し支えない。

（２）患者から徴収するコンタクトレンズ等の費用は社会通念上適当なものとすること。その際、保険診療の費用と区別した内容の分かる領収証を発行すること。

2　以前、一部の保険医療機関（特にコンタクトレンズ販売店に併設された診療所等）において、コンタクトレンズ検査料１の施設基準の不適切な届出や、不適切な診療報酬請求を行っている事例があったところなので、今後も同様の事例が生じないよう、本通知に示す保険医療機関においてコンタクトレンズ等を交付するにあたっての取扱いを周知する際、コンタクトレンズ検査料を算定する保険医療機関に対しては、適正な診療報酬請求を行うよう改めて周知するとともに、引き続き適切な指導等を行うこと。

3　あわせて、コンタクトレンズの院内交付の割合等の実態を把握するため、コンタクトレンズの交付を行う保険医療機関に対しては、別紙様式により、各地方厚生（支）局に報告を求めること。

報告時期については、毎年10月７日までに、過去１年間（前年10月～当年９月）の実績の報告を求めるものであること。また、毎年10月15日までに、当年10月７日までに報告のあったものについて、内容を確認の上、下記担当者宛に報告すること。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係
TEL：03-5253-1111(内線3172)
FAX：03-3508-2746

（別紙様式）

保険医療機関におけるコンタクトレンズ交付に係る報告書

上記について報告します。
平成　　年　　月　　日

（医療機関コード：　　）
保険医療機関の
所在地及び名称
開　設　者　名　　印

殿

1　算定しているコンタクトレンズ検査料
□　コンタクトレンズ検査料１
□　コンタクトレンズ検査料２

2　コンタクトレンズを保険医療機関内で交付する際の取組み

3　コンタクトレンズの交付に当たり患者から徴収する費用の額

4　コンタクトレンズを保険医療機関内で交付した患者の割合（平成　年　月～平成　年　月）

（１）外来患者の数	①
（２）コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の数	②
（３）院内でコンタクトレンズを交付した患者の数	③
外来患者に占めるコンタクトレンズ患者の割合（②／①×１００％）	％
コンタクトレンズに係る検査を実施した患者に占める院内交付の患者の割合（③／②×１００％）	％

【記載上の注意】
1　「１」は、該当するものにチェックを入れること。
2　「２」は、院内でコンタクトレンズの交付を受けることについて、患者の選択に資するよう、当該保険医療機関外の販売店から購入もできること等について説明し、同意を確認するために講じている具体的な取組みについて記載すること。
3　「３」は、院内で交付するコンタクトレンズの対価を記載すること。なお、価格表等、別に対価が分かる資料がある場合は、写しを添付することをもって記載に代えることができる。
4　「４」（１）は、過去１年間において初診料、再診料又は外来診療料を算定した患者（複数の診療科を有する保険医療機関において、同一日に他の診療科を併せて受診したことから初診料、再診料又は外来診療料を算定しない患者を含む。）の診療報酬明細書の件数を記入すること。
（２）（３）は、当該期間において、それぞれコンタクトレンズに係る検査を実施した患者・院内でコンタクトレンズを交付した患者の診療報酬明細書の件数を記入すること。
患者の割合の算出に当たり、小数点以下は切り捨てることとする。
なお、報告時点において１年間の実績がない場合は、実績がある期間のみの報告で足りる。
5　２回目以降の報告においては、従前の報告から変更となった箇所の報告のみで足りる。

（事務連絡）

平成 26 年 8 月 28 日

各 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 医療担当部（局）ご担当者様

医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の
食品の販売について

厚生労働省医政局総務課

今般、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日 閣議決定）において、医療機関におけるコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売については、これが可能であることを明確化し、周知を行うこととされています（参考資料参照）。

医療機関においてコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売を行うことは、当該販売が、患者のために、療養の向上を目的として行われるものである限り、以前から可能ですので、適切に取扱われますよう、お願いいたします。

（問い合わせ先）
厚生労働省医政局総務課　平岡、岩崎
ＴＥＬ：03‐3595‐2189
（内線：2519,4102）
ＦＡＸ：03‐3501‐2048

参考資料

規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日 閣議決定）（抄）

Ⅱ　分野別措置事項

1　健康・医療分野　（２）個別措置事項

⑧医療機関の経営基盤の強化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
58	医療機関における業務範囲の明確化	医療機関において、患者のために、医療提供又は療養の向上の一環としてコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売が可能であることを明確化し、周知を行う。	平成 26 年度 上期措置	厚生 労働省